

奈良県告示第三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、
次のとおり介護機関の指定をした。

平成三十一年二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
このは薬局五井店	檜原市五井町二五五―一	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成三十年十二月一日
このは薬局	葛城市北花内六一六―九	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年二月一日
このは薬局白檀店	檜原市白檀町二―二二 一一―一一〇二	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年二月一日